

# 「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関する公開草案に対するコメントの概要及び対応について

2019年3月19日  
日本公認会計士協会

## 1. コメントの対象となった公表物の名称

2018年12月26日に公表した以下の公開草案

- ・ 「倫理規則」の改正について（公開草案）
- ・ 「違法行為への対応に関する指針」の改正について（公開草案）
- ・ 「職業倫理に関する解釈指針」の改正について（公開草案）

## 2. コメント募集期間

2018年12月26日（水）～2019年1月28日（月）

## 3. 公開草案を踏まえた公表物の公表時期

2019年3月29日（金）

※「倫理規則」の改正については、2019年7月22日開催の定期総会において、審議事項として変更の提案を予定している。

## 4. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と本会の対応である。

「コメントの概要」には受領したコメントのうち主なものを記載しているが、以下に記載されていないコメントについても本会で検討を行っている。

「コメントの概要」には、文章表現のみに関するものについては、記載していない。

## 職業倫理に関する解釈指針

No.	規定番号等	コメントの概要	コメントへの対応
1	Q34-2	<p>Q34-2では、上級職の会員の例示に「会計参与」が記載されている。</p> <p>一方で、会計参与の業務は、中小事務所等施策調査会研究報告第1号「「会計参与の行動指針」に関するQ&amp;A」のQ2で、公認会計士法第2条第2項の業務と整理されており、会計事務所等所属の会員が非監査業務として行うという性質もある。</p> <p>会計参与の場合、会計事務所等にも所属しながら会計参与の業務を行うという形が一般的と思われるが、企業等所属の会員向けの規定が適用されるのか、会計事務所等所属の会員向けの規定が適用されるのか、それとも両方が適用されるのか、確認させていただきたい。</p>	<p>違法行為への対応に関する指針の定義では、企業等所属の会員について、「企業等において、雇用又はその他の契約により、当該企業等の業務に従事している会員、又は企業等から業務の委託を受けている会員」とされています。会計参与は、企業等との委任契約等に基づいて、当該企業等の業務に従事するものであるため、会計参与として業務を行う場合には、企業等所属の会員の規定が適用されると考えられます。</p> <p>また、職業倫理に関する解釈指針Q34-2では、会計参与については、上級の職にある企業等所属の会員であるとされています。</p> <p>したがって、会計事務所等に所属する者であっても、個人として会計参与の業務を行う場合には、違法行為への対応に関する指針第2部第1章及び第2章の規定（企業等所属の会員に対する規定（総則及び上級職の規定））が適用されるものと考えられます。</p>

以 上